

福祉サービス第三者評価機関認証要綱 新旧対照表（抄）

新	旧	変更理由
<p>(認証基準)</p> <p>第2条 評価機関の認証基準は次に掲げる各号とする。</p> <p>(3) ア 第8条の規定により認証を辞退した法人(当該辞退の日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本号において同じ。)であった者が役員である法人を含む。)については、その辞退の日から3年間を経過していること。</p> <p>イ 第9条の規定により認証を取り消された法人(当該取り消しの日前60日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。)については、その取消の日から委員会で定められた期間を経過していること。</p> <p>(指導、業務改善勧告等)</p> <p>第9条 委員会は、評価機関が次条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する場合、調査審議し、必要があると認めるときは、当該評価機関に対し、期限を定めて是正すべきことを指導することを決定する。</p> <p>2 委員会は、前項の規定による指導を受けた評価機関が、正当な理由がなくてその指導にかかる措置をとらなかった場合、調査審議し、必要があると認めるときは、当該評価機関に対し、期限を定めて、その指導にかかる業務改善措置をとるべきことを勧告すること(以下「業務改善勧告」という。)を決定する。</p> <p>3 機構は、委員会の決定に基づき指導又は業務改善勧告を行う。</p> <p>(認証の取消等)</p> <p>第10条 委員会は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査審議し、必要があると認めるときは、認証取消し、又は期間を定めた全部若しくは一部の認証効力停止の決定をする。</p> <p>(1) 第2条に規定する認証基準のい</p>	<p>(認証基準)</p> <p>第2条 評価機関の認証基準は次に掲げる各号とする。</p> <p>(3) ア 第8条の規定により認証を辞退した法人については、その辞退の日から3年間を経過していること。</p> <p>イ 第9条の規定により認証を取り消された法人については、その取消の日から委員会で定められた期間を経過していること。</p> <p>(認証の取消)</p> <p>第9条 委員会は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査審議し、必要があると認めるときは認証取消しの決定をする。</p> <p>(1) 第2条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合</p>	<p>・認証取消や認証辞退した評価機関と明らかに同一と見なされる別法人が、評価機関としての新規認証申請に一定の制限をかけるもの。</p> <p>・認証取り消しに至るまでに採り得る手段を規定した。</p>

<p>れか一つが欠けた場合</p> <p>(2) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合</p> <p>(3) <u>第9条第2項による業務改善勧告に従わない場合</u></p> <p>(4) <u>評価実績がない又は著しく少ない場合</u></p> <p>2 機構は、委員会の決定に基づき評価機関の認証を取り消し、<u>又は期間を定めて全部若しくは一部の効力を停止する。</u></p> <p>3 機構は、委員会の決定に基づき評価機関の認証を取消したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」を交付する。</p> <p>4 <u>機構は、第1項第2号に基づき、認証取消し、又は期間を定めて全部若しくは一部の認証効力を停止した場合は、その旨を公表する。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第11条</u> この要綱に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、実施要領に定める。</p> <p><u>第12条</u> この要綱及び実施要領に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項がある場合は別に定める。</p> <p>平成15年4月1日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成17年3月22日 一部改正 <u>平成18年3月9日 一部改正</u></p>	<p>(2) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合</p> <p>(3) 評価実績がない又は著しく少ない場合</p> <p>2 機構は、委員会の決定に基づき評価機関の認証を取り消す。</p> <p>3 機構は、委員会の決定に基づき評価機関の認証を取消したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」を交付する。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、実施要領に定める。</p> <p>第11条 この要綱及び実施要領に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項がある場合は別に定める。</p> <p>平成15年4月1日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成17年3月22日 一部改正</p>	
---	---	--